

平成 27 年 2 月 23 日

法人向けインターネットバンキングの セキュリティ対策の強化、被害補償制度の開始および基本契約料の改定について

島根銀行(頭取 山根 良夫)では、全国的にインターネットバンキングに係る不正送金被害が増加していることを受け、平成 27 年 3 月 2 日(月)よりしまぎんインターネットバンキング<法人>のセキュリティ対策を強化し、あわせて不正送金に係る被害補償制度を開始いたします。また、平成 27 年 7 月よりサービス利用に係る基本契約料を改定いたしますので、お知らせします。

当行は、今後も必要に応じてセキュリティ対策を実施し、お客様に安心してご利用いただけるよう努めてまいります。

記

1. セキュリティ対策の強化

しまぎんインターネットバンキング<法人>では、従来よりご希望のお客様にはスマートフォンや携帯電話にアプリをインストールして使用するソフトウェアトークンによるワンタイムパスワードをご利用いただいております。

この度、より多くのお客様にワンタイムパスワードをご利用いただくためにハードウェアトークンを導入し、ハードウェアトークンまたはソフトウェアトークン何れかを必ずご利用いただくことといたします。また、ワンタイムパスワードの入力を従来のログイン時から振込振替等の実行時に変更し、セキュリティを強化します。

<ハードウェアトークン>

ご利用方法	キーホルダー型のパスワード生成機で、液晶画面にワンタイムパスワードが表示されます。	
ご利用の単位	ご契約先毎に1個配付します。	
発行費用	無料(1個目)	
追加発行費用	紛失・破損時の再発行手数料および追加発行(2個目以降)手数料 1,080 円(税込)	
取扱開始日	平成 27 年 3 月 2 日(月)	
イメージ画像		

2. 被害補償制度の開始について

(1) 補償内容

しまぎんインターネットバンキング<法人>をご利用のお客様が不正送金被害に遭われた場合、1契約先あたり年間1,000万円を限度に補償します。

具体的な補償内容につきましては、お客様のご利用状況やセキュリティ対策の導入状況、警察当局の捜査結果等により、個別に検討させていただきます。

(2) 補償開始日

平成 27 年 3 月 2 日(月)

(3) 補償対象となる期間

当行がお客様から不正使用の届出を受理した日の30日前までの損害

(4) 補償の対象とならない主な場合

- ・ お客様から被害調査の協力が得られなかった場合
- ・ 警察に対して、被害事実等の事情説明をおこなっていただけない場合
- ・ 不正な払出しの発生した翌日から30日以内に当行へ事故の届出をしていただけない場合
- ・ お客様またはお客様の従業員等の故意または重大な過失による損害であった場合
- ・ お客様の従業員等が加担した不正による損害であった場合
- ・ ワンタイムパスワードを導入していない場合
- ・ ウィルス対策ソフトを導入していない場合
- ・ いわゆるフリーメールのアドレスを登録先電子メールアドレスとされていた場合
- ・ 直接・間接を問わず、指示または脅迫に起因して生じた損害の場合
- ・ 天変地異、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた損害であった場合

3. 基本契約料の改定

平成 27 年 7 月より、月額の基本契約料を 200 円(税別)引き上げさせていただきます。

ご利用のサービス	改定後(税込)	改定前(税込)
照会・振込サービス + でんさいサービス 照会・振込サービス	1,296 円	1,080 円
照会・振込サービス + 一括データ伝送サービス + でんさいサービス 照会・振込サービス + 一括データ伝送サービス	3,456 円	3,240 円

以上

< 本件に関するお問い合わせ先 >
島根銀行 業務管理グループ
担当: 須藤、松本
電話 0852-24-1237(ダイヤルイン)

